

○大雪消防組合聴聞及び弁明の 機会の付与に関する規則

〔平成28年3月28日〕
規則第3号

（趣旨等）

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節及び第3節並びに大雪消防組合行政手続条例（平成28年大雪消防組合条例第1号。以下「条例」という。）第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関し、この規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則における用語の定義は、法及び条例の規定の例による。

（聴聞の通知）

第3条 行政庁（管理者その他の不利益処分権限を有する者をいう。以下同じ。）は、法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による聴聞の通知については、当該聴聞の期日の7日前までに、これを行うものとする。

（聴聞の期日又は場所の変更）

第4条 行政庁が、前条の通知（法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定による通知を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出又は職権により、聴聞の期日又は場所の変更をすることができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所の変更をしたときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けた者に限る。第12条において同じ。）に通知しなければならない。

（代理人の資格の証明）

第5条 法第16条第3項又は条例第16条第3項（法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、聴聞の件名、代理人の氏名、住所及び当事者又は参加人との関係並びに当事者又は参加人が代理人に対して聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した書面を行政庁に提出することにより行うものとする。

（関係人の参加の許可）

第6条 関係人は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続に参加することの許可を受けようとするときは、当該聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、その者の氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出するものとする。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に書面により通知

するものとする。

（文書等の閲覧）

第7条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条及び第15条において「当事者等」という。）は、その氏名及び住所並びに閲覧をしようとする文書等の標目を記載した書面を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、法第18条第2項又は条例第18条第2項の規定による文書等の閲覧については、口頭で求めることができる。

2 行政庁は、文書等の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において行政庁は、当事者等の意見陳述等の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 行政庁は、法第18条第2項又は条例第18条第2項の規定による文書等の閲覧の求めがあった場合で、行政庁が当該求めのあった聴聞の期日の審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定により、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第8条 行政庁は、法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定により、当該行政庁の職員のうちから聴聞を主宰するについて必要な知識及び経験を有すると認められる者を主宰者として指名する。

2 前項の指名は、第3条の聴聞の通知の時までに行うものとする。

3 主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の許可）

第9条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定による補佐人の出頭の許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項又は条例第22条第2項（法第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、聴聞の期日までに口頭で行うことができる。

2 主宰者は、前項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に書面により通知するものとする。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちにそれを取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

（参考人）

第10条 主宰者は、聴聞に関する事案について専門的知識を有する者その他適当と認める者を、参考人として、聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第11条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者の陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

3 主宰者は、次条に規定する公開による聴聞の審理を行う場合に、審理の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（聴聞の公開）

第12条 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により、聴聞の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、これを公開することができる。

2 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日における審理を公開しようとするときは、その旨を当事者又は参加人に速やかに通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

3 前項の公示は、公開による聴聞の期日又は場所を変更した場合に準用する。

（陳述書の提出）

第13条 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出については、当事者又は参加人は、聴聞の件名、その氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書）

第14条 法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

（1） 聴聞の件名

（2） 聴聞の期日及び場所

（3） 主宰者の職名及び氏名

（4） 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人、これらの者の代理人及び補佐人並びに参考人（以下この条及び次条において「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所

（5） 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

（6） 聴聞の期日に出頭した行政庁の職員の職名及び氏名

（7） 行政庁の職員の説明の要旨

（8） 聴聞参加者の意見の陳述（陳述書が提出された場合の意見の陳述を含む。）の要旨

（9） 証拠書類等が提出されたときは、その標目

（10） その他参考となる事項

2 前項の聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付して、その一部とすることができる。

（報告書）

第15条 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、

次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張
- (2) 前号の主張に理由があるかどうかについての意見
- (3) 前号の意見の理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧）

第16条 当事者又は参加人は、法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定により調書の閲覧を求めようとするときは、その氏名及び住所並びに閲覧を求めようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあっては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出するものとする。

- 2 主宰者又は行政庁は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（弁明の機会の付与の通知等）

第17条 法第30条又は条例第28条の規定による弁明の機会の付与の通知については、行政庁は、同条の弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その期日）の7日前までに、これを行うものとする。

- 2 弁明者（前項の通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第3項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項の規定により当該通知が到達したとみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下この条において同じ。）の変更を行政庁に申し出ることができる。

- 3 行政庁は、前項の申出又は職権により、弁明書の提出期限を変更することができる。

- 4 行政庁は、前項の規定により弁明書の提出期限を変更したときは、その旨を弁明者に通知しなければならない。

（口頭による弁明の聴取）

第18条 行政庁は、法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定により口頭による弁明を認めたときは、当該行政庁の職員のうちから弁明を聴取する者（以下「弁明聴取者」という。）を指名しなければならない。

- 2 弁明聴取者は、口頭による弁明を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、これを弁明者に確認したうえ、弁明者に記名押印を求め、自らも記名押印しなければならない。

- (1) 弁明の件名
- (2) 弁明の日時及び場所
- (3) 弁明聴取者の職名及び氏名
- (4) 弁明者の氏名及び住所
- (5) 弁明者の弁明の要旨
- (6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- (7) 前各号に掲げる事項のほか参考となるべき事項

- 3 第14条第2項の規定は、弁明調書について準用する。この場合において、同項中「聴聞調書」とあるのは「弁明調書」と、「主宰者」とあるのは「弁明聴取者」と読み替えるものとする。

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

（弁明書の不提出等）

第19条 行政庁は、弁明者が、正当な理由なく弁明書の提出期限までに弁明書を提出しない場合、又は弁明の日時に弁明者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（準用規定）

第20条 第5条及び第13条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第5条中「法第16条第3項又は条例第16条第3項（法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第31条又は条例第29条において準用する法第16条第3項又は条例第16条第3項」と、「聴聞」とあるのは「弁明」と、「当事者又は参加人」とあるのは「弁明者」と、第13条中「法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書」と、「当事者又は参加人」とあるのは「弁明者」と、「聴聞」とあるのは「弁明」と読み替えるものとする。

（通知書等の様式）

第21条 この規則に定める聴聞通知書等その他の様式は、別記様式による。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の廃止）

2 大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成19年大雪消防組合訓令第17号。以下「廃止規程」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に、前項の廃止規程により行われた手続きについては、本規則により手続きが行われたものとみなす。

別記様式第1号（第3条関係）

聴 聞 通 知 書

第 年 月 日

様

（行政庁）

印

次のとおり聴聞を行いますので、
 （行政手続法第15条第1項
 大雪消防組合行政手続条例第15条第1項）の

規定により通知します。

聴 聞 の 件 名			
予定される不利益処分の内容			
不利益処分の根拠となる法令の条項			
不利益処分の原因となる事実			
聴 聞 の 期 日			
聴 聞 の 場 所			
聴聞に関する事務を所掌する組織（処分所管課）	名 称		
	所在地		
聴 聞 の 主 宰 者	職名 氏名	聴聞の公 開の有無	

- 備考
- あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
 - あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - あなたが聴聞の期日に出頭しない場合は、あなたに代わって代理人を出頭させて意見の陳述、証拠書類若しくは証拠物を提出をさせることができます。この場合には、代理人の資格を証明する書面を処分所管課に提出してください。
 - 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
 - あなたは、やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。この場合、速やかに処分所管課にその旨を申し出てください。
 - あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第2号（第3条関係）

聴聞公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、

行政手続法第15
大雪消防組合行政

条第3項

手続条例第15条第3項

の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付
しますので、申し出てください。

年 月 日

(行政庁)

印

聴聞の件名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織 (処分所管課)	名称 所在地

この提示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第3号（第4条、第17条関係）

聴聞（弁明）の期日（場所）変更通知書

第 年 月 日

様

（行政庁）

印

大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（第14条第3項、第17条第4項）の規定

により、次のとおり（聴聞の期日（場所）、弁明書の提出期限、口頭による弁明の日時）を変更したいので通知します。

聴聞（弁明）の件名		
聴聞の期日（場所） 弁明書の提出期限 口頭による弁明の日時	変更前	
	変更後	

別記様式第4号（第5条、第20条関係）

代理人資格証明書

年 月 日

（行政庁）

様

届出人 住所
氏名
電話

印

私は、次の者を代理人と定め、聴聞（弁明）に関する一切の行為を委任します。

聴聞（弁明）の件名		
代理人	氏名	電話
	住所	
代理人との関係		

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第5号（第5条関係）

代理人資格喪失届

年 月 日

(行政庁) 様

届出人 住所
氏名
電話

印

次の代理人は、その資格を失ったので、行政手続法

〔第16条第4項
第17条第3項において準
第31条において準用する

用する同法第16条第4項
同法第16条第4項

〕又は大雪消防組合行政手続条例

〔第16条第4項
第17条第3項に
第29条において

において準用する同条例第16条第4項
準用する同条例第16条第4項

〕の規定により、届け出ます。

聴聞（弁明）の件名		
代理人	氏名	電話
	住所	

別記様式第6号（第6条関係）

参加人許可申請書

年 月 日

(主宰者) 様

申請者 住所
氏名
電話

印

聴聞に関する手続に参加したいので、

〔行政手続法第17条第1項
大雪消防組合行政手続条例第17条第1項〕

の規定により、次のとおり申請します。

聴聞の件名	
当事者氏名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
利害関係の内容	

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第7号（第6条関係）

参加人許可（不許可）通知書

年 月 日

様

（主宰者）

印

年 月 日付で申請のあった聴聞に関する手続への参加について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 〔行政手続法第17条第1項
大雪消防組合行政手続条例第17条第1項〕の規定により許可

2 不許可 〔理由〕

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織（処分所管課）	名称 所在地

別記様式第8号（第7条関係）

資料閲覧請求書

年 月 日

（行政庁）

様

請求者 住所
氏名
電話

印

〔行政手続法第18条第1項
大雪消防組合行政手続条例第18条第1項〕の規定により、次のとおり不利益

処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の件名	

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第9号（第9条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

（主宰者） 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 印

聴聞について補佐人とともに出頭したいので、
行政手続法第20条第3項
大雪消防組合行政手続条例第20
条第3項 }の規定により、次のとおり申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	電話
補佐人の住所	
申請者との関係	
補佐する事項	

別記様式第10号（第9条関係）

補佐人出頭許可（不許可）通知書

年 月 日

様

（主宰者） 印

年 月 日付で申請のあった補佐人の聴聞への出頭については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 行政手続法第20条第3項
大雪消防組合行政手続条例第20条第3項 }の規定により許可

2 不許可 理由

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第11号

聴 聞 続 行 通 知 書

第 年 月 日

様

（主宰者）

印

聴聞を続行するので、
 〔 行政手続法第22条第2項
 大雪消防組合行政手続条例第22条第2項 〕 の規定によ

り、次のとおり通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

別記様式第12号（第13条関係）

陳 述 書

年 月 日

（主宰者）

様

住 所
氏 名
電 話

印

年 月 日付で通知のあった聴聞について、
 〔 行政手続法第21条第1項
 大雪消防組合行政手続条例 〕 の規定により、聴聞の期日への出頭に代えて、次のとおり陳述し
 第21条第1項

ます。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分となる事実についての主張、意見	
証拠書類、証拠物の標目	

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第13号（第14条関係）

聴 聞 調 書

年 月 日

職 名
(主宰者)
氏 名

印

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
出 頭 した 当 事 者 の 住 所 及 び 氏 名	
出頭した参加人（代理人、 補佐人）の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者の住 所及び氏名並びに出頭しな かったことについての正当 な理由の有無	
出頭しなかった参加人、補 佐人の住所及び氏名並びに 出頭しなかったことについ ての正当な理由の有無	
出頭した行政庁の職員の職 名及び氏名	
行政庁の職員の説明の要旨	
聴聞参加者の陳述の要旨 （提出された陳述書におけ る意見の陳述を含む。）	
証 拠 書 類 等 の 標 目	
その他参考となるべき事項	

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第14号（第15条関係）

報 告 書

年 月 日

(行政庁) 様

(主宰者) 職 名
氏 名

印

聴聞が終了したので、
〔 行政手続法第24条第3項
大雪消防組合行政手続条例第24条第3項 〕の規定によ

り、次のとおり報告します。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事 実に対する当事者及び参加 人の主張	
その主張に理由があるか どうかについての主宰者の 意見	
そ の 意 見 の 理 由	

別記様式第15号（第16条関係）

聴聞調書（報告書）閲覧請求書

年 月 日

(主宰者)
(行政庁) 様

請求者 住 所
氏 名
電 話

印

〔 行政手続法第24条第4項
大雪消防組合行政手続条例第24条第4項 〕の規定により、聴聞調書又は報告

書の閲覧を次のとおり申請します。

閲 覧 の 件 名	
閲覧しようとする書類の 名称	

備考 聴聞の終了前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終了後には行政庁に請求すること。

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第16号

聴聞再開通知書

年 月 日

様

（主宰者）

印

聴聞を再開するので、
行政手続法第25条において準用する同法第22条
大雪消防組合行政手続条例第25条において準用する同条

例第22条 } の規定により、次のとおり通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

別記様式第17号（第17条関係）

弁明の機会付与通知書

第 年 月 日

様

（行政庁）

印

弁明の機会を付与しますので、{ 行政手続法第30条第1項
大雪消防組合行政手続条例第28条第1項 } の

規定により、次のとおり通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
口頭による弁明の機会の付与の日時	
口頭による弁明の機会の付与の場所	
弁明に関する事務を所掌する組織（処分所管課）	名称 所在地

- 備考
- 1 あなたは、弁明書の提出又は口頭による弁明の日時に、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
 - 2 あなたが口頭による弁明の日時に出席しない場合は、あなたに代わって代理人を出頭させて弁明させることができます。この場合には、代理人の資格を証明する書面を処分所管課に提出してください。
 - 3 あなたは、やむを得ない理由がある場合には、弁明書の提出期限又は口頭による弁明の日時の変更を申し出ることができます。この場合、速やかに処分所管課にその旨を申し出てください。
 - 4 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明に出席する場合には、この通知書を持参してください。

別記様式第18号（第17条関係）

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、
 行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項
 大雪消防組合行政
 条において準用する同法第15条第3項
 手続条例第29条において準用する同条例第15条第3項
 の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付しますので申し出てください。

年 月 日

(行政庁)

印

弁 明 の 件 名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	
弁明に関する事務を所掌する組織 (処分所管課)	名 称 所在地
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知の送達があったものとみなされます。

第3編 行政一般（大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

別記様式第19号（第17条関係）

弁 明 書

年 月 日

(行政庁) 様

弁明者 住 所
氏 名
電 話

印

年 月 日付で通知のあった弁明の機会の付与について、

行政手続法第
大雪消防組合

29条第1項

行政手続条例第27条第1項

の規定により、次のとおり弁明します。

弁 明 の 件 名	
不利益処分となる事案についての主張、意見	
証拠書類、証拠物の標目	

別記様式第20号（第18条関係）

年 月 日

弁 明 調 書

弁明者 住 所

氏 名

印

弁明聴取者 職 名

氏 名

印

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
弁 明 の 要 旨	
証拠書類等の標目	
その他参考事項	